

件名	愛媛県公営企業の設置等に関する条例及び愛媛県職員定数条例の一部を改正する条例
主管課	公営企業管理局 人事課
根拠法令等	

【改正の概要】

愛媛県立北宇和病院を廃止しようとするもの

【改正の内容】

1 愛媛県公営企業の設置等に関する条例の一部改正

名称	位置	診療科目	病床数
愛媛県立北宇和病院	北宇和郡鬼北町	内科、外科、泌尿器科、眼科、耳鼻いんこう科、放射線科、整形外科、麻酔科、循環器科	100

削る

2 愛媛県職員定数条例の一部改正

(1) 知事の事務部局の職員

ア 知事の事務部局(医大等を除く。) 4,561人

イ 県立医療技術大学等 74人

(2) 管理者の事務部局の職員 2,253人 2,146人 (107人)

(3) 人事委員会の事務部局の職員 15人

(4) 議会の事務部局の職員 39人

(5) 選挙管理委員会の事務部局の職員 3人

(6) 監査委員の事務部局の職員 16人

(7) 教育委員会の事務部局の職員 398人

(8) 労働委員会の事務部局の職員 15人

計 7,374人 7,267人 (107人)

施行日 平成 18 年 4 月 1 日

【その他参考事項】

県立北宇和病院の移譲について

- ・ 移譲先 北宇和郡鬼北町
- ・ 指定管理者 社会福祉法人旭川荘
- ・ 診療科目 内科 整形外科 泌尿器科 小児科(新設) 計4科
- ・ 病床 100床
- ・ 県職員 33人を受入れ予定